

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	美馬市

美馬市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 徳島県美馬市経済建設部農林課
所在地 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地
電話番号 0883-52-5609
FAX番号 0883-52-1200
メールアドレス nourin@city.mima.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・サル・シカ・カワウ・ハクビシン・カラス・タヌキ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	徳島県美馬市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の実績	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	91.7万円、1.01ha
	いも類	14.3万円、0.34ha
	野菜（ダイコン、ハクサイ）	558.8万円、0.63ha
	果樹類	14.0万円、0.08ha
	麦類	2.0万円、0.05ha
サル	野菜（ダイコン、ハクサイ）	5.4万円、0.01ha
	果樹類	7.2万円、0.02ha
ハクビシン	野菜	被害金額の把握はしていないが、実態はある
シカ	野菜（ダイコン、ハクサイ）	15.1万円、0.04ha
	果樹類	42.3万円、0.14ha
	水稲	7.4万円、0.08ha
カワウ	魚類（アユ等）	被害金額の把握はしていないが、実態はある
カラス	野菜	被害金額の把握はしていないが、実態はある
タヌキ	野菜	被害金額の把握はしていないが、実態はある

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

①イノシシ

イノシシによる被害は広い範囲で見られ、春にタケノコ、バレイショ、秋にかけて水稲、イモ類、豆類が主な被害作物になっている。圃場、家屋等周辺で掘り起こし等の被害も発生している。水田畦畔等では、ミミズや昆虫を求め掘り起こす被害がある。

②サル

サルによる被害は、木屋平・穴吹・脇地区の山間部を中心に被害が見られ、集団で現れる時もありユズ、ブルーベリー、野菜等に多く被害が発生している。近年は住居近くでも出没し、住民生活に不安を与えている。

③シカ

シカによる被害は、木屋平、穴吹地区で多く発生しており、果樹に対する食害が多くを占めている。とりわけユズ、ブルーベリーの葉や樹を食べ

たり折ってしまう被害がおきている。

④カワウ

毎年、銃器による捕獲、テグス等による追い払い対策を講じているが、近年被害件数が増加傾向にある。

⑤ハクビシン

市内一部で野菜への被害が報告されているが深刻な状況までは陥っていない。

⑥カラス

果樹（カキ等）や麦の被害が主。農村部の田畑はもとより、市街地の家庭菜園への被害が発生している。

⑦タヌキ

農村部の田畑はもとより、市街地の家庭菜園への被害が発生している。

なお被害の現状は、被害申請があったものの集計であって、市全体の被害総額については把握し切れていない。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

被害面積

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
イノシシ	2.11ha	1.48ha
サル	0.07ha	0.05ha
シカ	0.26ha	0.18ha
カワウ	—	—
ハクビシン	—	—
タヌキ	—	—

被害金額

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
イノシシ	680万円	475万円
サル	12.7万円	9万円
シカ	648万円	454万円
カワウ	—	—
ハクビシン	—	—
タヌキ	—	—

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>令和2年度～4年度にかけて、捕獲檻6基を協議会で導入し、各猟友会で管理している。</p> <p>また、各地区の猟友会に対して有害捕獲業務を委託し、捕獲費用の一部助成を行っており、捕獲鳥獣に対しては下記のとおり報償金を交付している。</p> <p>イノシシ 10,000円/頭 シカ 10,000円/頭 (シカのみ狩猟期は 5,000円/頭) サル 40,000円/頭</p>	<p>高齢化に伴う狩猟者の減少を考慮して、捕獲の担い手育成が今後必要になる。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>令和2年度～4年度にかけて、電気柵4,648m、防止柵(イノシシ用)29,940m、(シカ用)12,990mを導入した。</p> <p>各集落単位で防止柵を設置し、鳥獣の被害防止に取り組んでいる。</p>	<p>市内は山間部が大部分を占め小谷も多く、費用対効果が低い為に防護柵の整備が進んでいない地域がある。</p> <p>地形の制約や高齢化が進むなか、地域ぐるみでの取組みが難しくなりつつある。</p> <p>また、有害鳥獣の住処につながる耕作放棄地の刈り払い等も課題となっている。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>自治会が、中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払い交付金事業等を活用し、放任果樹の除去や耕作放棄地の刈り払いを行い鳥獣の被害防止に取り組んでいる。</p>	<p>高齢化が進んでいる自治会は、地域ぐるみの取組が困難になってきている課題がある。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

①イノシシ対策

猟友会による捕獲、わなの設置を行うとともに、被害が多発している集落で地域懇談会等を開催して、侵入防止柵の設置等有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりの体制整備を行っていく。

②サル対策

猟友会による捕獲、わなの設置を行うとともに、被害が多発している集落で地域懇談会等を開催して侵入防止柵の設置等有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりの体制整備を行っていく。

③シカ対策

猟友会による捕獲、わなの設置を行うとともに、被害が多発している集落で地域懇談会等を開催して侵入防止柵の設置等有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりの体制整備を行っていく。

④カワウ対策

漁協による、適期の脅しテグスの設置等による追い払いにより被害防止効果を上げる。

⑤ハクビシン対策

箱わなの設置による捕獲と有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりの体制整備を行っていく。

⑥カラス対策

脅しの設置等による追い払いと有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりの体制整備を行っていく。

⑦タヌキ対策

箱わなの設置による捕獲と有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりの体制整備を行っていく。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

美馬市猟友会

有害鳥獣等捕獲許可に基づき、旧町村単位で捕獲班を編成し有害捕獲・個体数調整を実施する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R5年度	イノシシ、サル、シカ、ハクビシン、カワウ、カラス、タヌキ	美馬市猟友会との連携を強化し、被害軽減に努める。捕獲器材(箱ワナ、くくり等)の導入を進め被害軽減に努める。
R6年度	イノシシ、サル、シカ、ハクビシン、カワウ、カラス、タヌキ	美馬市猟友会との連携を強化し、被害軽減に努める。捕獲器材(箱ワナ、くくり等)の導入を進め被害軽減に努める。
R7年度	イノシシ、サル、シカ、ハクビシン、カワウ、カラス、タヌキ	美馬市猟友会との連携を強化し、被害軽減に努める。捕獲器材(箱ワナ、くくり等)の導入を進め被害軽減に努める。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
徳島県鳥獣保護事業計画、及び個別の保護管理計画との整合を図り、近年の捕獲実績数をもとに協議し設定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	R5年度	R6年度	R7年度
イノシシ	500	500	500
サル	120	120	120
シカ	1000	1000	1000

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

① イノシシ・サル・シカ・ハクビシン・タヌキ
年間を通じて箱ワナ、くくりワナによる捕獲で対応。予察捕獲、及び一般捕獲を実施する。

※予察捕獲を実施する際には、前年度までの捕獲・被害状況等を踏まえ、事前に検討した上で実施するものとする。
対象区域は美馬市全域とし、旧町村単位で分けるものとする。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

該当なし。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし。

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	R5年度	R6年度	R7年度
イノシシ シカ、サル	防護柵 10,000m	防護柵 10,000m	防護柵 10,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
イノシシ・シカ・サル	設置地域住民による侵入防止柵の管理	設置地域住民による侵入防止柵の管理	設置地域住民による侵入防止柵の管理

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
R 5 年度	イノシシ・シカ・サル	鳥獣の隠れ場所となる藪等の刈払いを実施
R 6 年度	イノシシ・シカ・サル	鳥獣の隠れ場所となる藪等の刈払い等の実施
R 7 年度	イノシシ・シカ・サル	鳥獣の隠れ場所となる藪等の刈払い等の実施

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

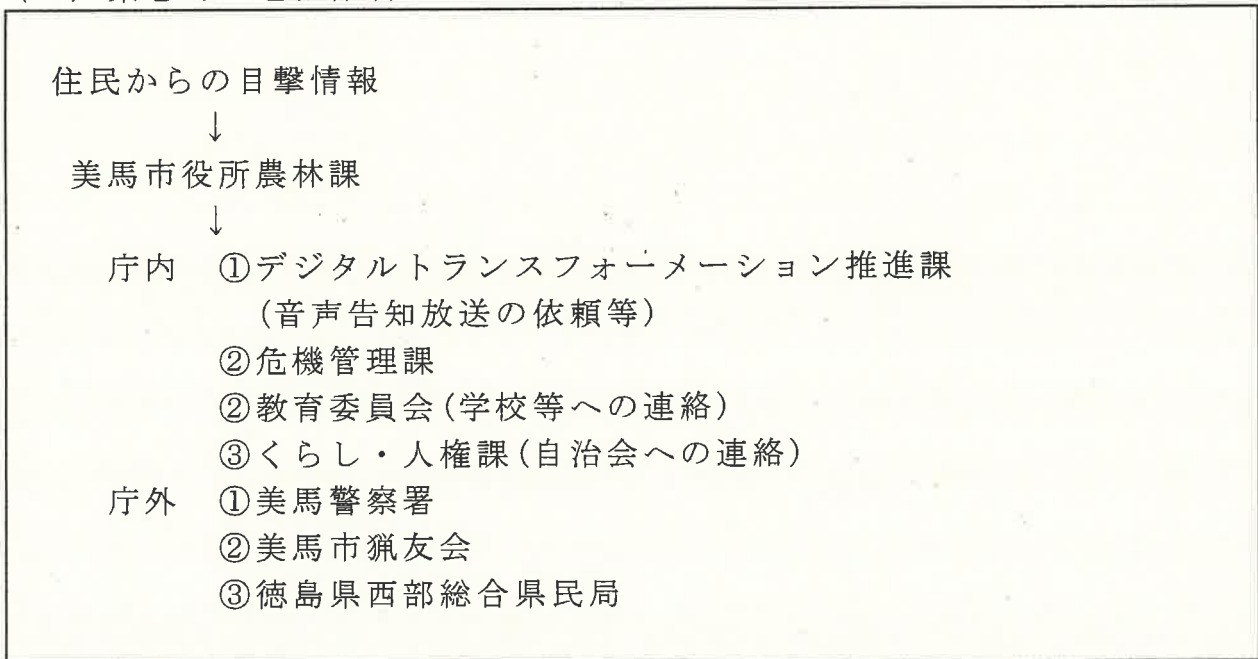
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
美馬市	有害鳥獣捕獲の許可・捕獲の実施
徳島県西部総合県民局	有害鳥獣に関する助言・指導
美馬市猟友会	有害鳥獣捕獲の実施
美馬警察署	有害鳥獣に関する情報提供・助言・指導

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理加工施設で利活用できるイノシシ・シカは処理加工する。それ以外は埋設処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	「阿波地美栄処理衛生管理ガイドライン」に則り、市内2箇所の処理加工施設で衛生的に処理加工し、捕獲鳥獣の地域資源として利活用を推進する。 食肉は、市内の飲食店を中心に県内外へ販売している。 目標処理頭数 シカ 480頭/年
ペットフード	低利用部位を中心に、犬用ジャーキー等のペットフー

	ドとして利用が図られている。
皮革	該当なし。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

<ul style="list-style-type: none"> ・美馬市シカ肉等処理加工施設 年間処理頭数 シカ 240頭 運営主体 またぎグループ ・穴吹猟友会ジビエ処理加工施設 年間処理頭数 シカ 240頭 運営主体 穴吹猟友会ジビエ部会 <p>「阿波地美栄処理衛生管理ガイドライン」に則り、衛生的に処理加工し、捕獲個体毎に個体管理番号を付与し、トレーサビリティを確保している。</p>
--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

<p>処理加工施設と連携協力し、狩猟者や処理加工従事者の研修参加等により、資質の向上を図り、対象鳥獣の搬入促進や有効利用につながる人材育成に取り組む。</p>

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	美馬市有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割

美馬市経済部 農林課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整・有害鳥獣捕獲許可を行う。
徳島県西部総合県民局 保健福祉環境部	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲許可に関する助言を行う。
徳島県西部総合県民局 農林水産部農村保全担当、 林業振興担当 美馬農業支援センター	有害鳥獣関連情報の提供を行う。 被害対策に対する指導。
美馬市猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
鳥獣保護監理員	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲従事者の指導に関する業務を行う。
美馬農業協同組合	地域を巡回し、有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導を行う。
美馬森林組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
徳島県農業共済組合 (西部支所)	田畑の被害状況や有害鳥獣関連情報の提供を行う。
吉野川西部漁業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止対策を行う。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

美馬市職員（市長が任命した職員）で鳥獣被害対策実施隊を組織し、捕獲や防護柵の設置のほか、市内の被害対策への取り組みを進める。
--

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防

止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。